

# 道路除雪における積算方法等の改善について

---

# 1. 道路除雪工の積算基準改定にかかる経緯

平成30年12月に開催された「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（維持管理部会）」において、道路除雪における積算方法等の改善として、「①除雪作業の契約方法の改善」「②予定価格の適正な設定」「③保険の活用等の取り組み」について審議された。

その中で、業務環境及び実態を踏まえた適切な積算等の改善に取り組むべきとの意見を踏まえ、「②予定価格の適正な設定」を確認するため、道路除雪工の施工実態調査を前倒して実施。

< 参考 >

- 土木工事標準積算基準書において、新設除雪、歩道除雪、凍結防止、雪道巡回、待機などの工種ごとに歩掛（機械、労務、材料）を設定。
- 今冬にも施工実態調査を行った上で、必要な見直しを検討。

## ◆今後のスケジュール

除雪作業は維持工事に含めて発注することが多いことから、通常4月に行う歩掛改正を、令和2年度の早期発注に間に合うよう、令和元年内に歩掛一部改正の手続きを進める予定。

### 道路除雪工の労務歩掛

#### (1) 運転手、助手

運転手、助手の機械運転1時間当り労務歩掛は、次式による。

$$\text{歩掛} = \frac{1}{T} \text{ (人/h)}$$

(注) Tは運転日当り運転時間で、「請負工事機械経費積算要領」第4第4項及び同第6の定めによる。

なお、Tは4～7時間について適用するものとし、Tが4時間未満の場合は4を、7時間を超える場合は7を使用する。

#### (2) 世話役

世話役の労務歩掛は、運転手の1/5を計上する。

#### (3) 普通作業員

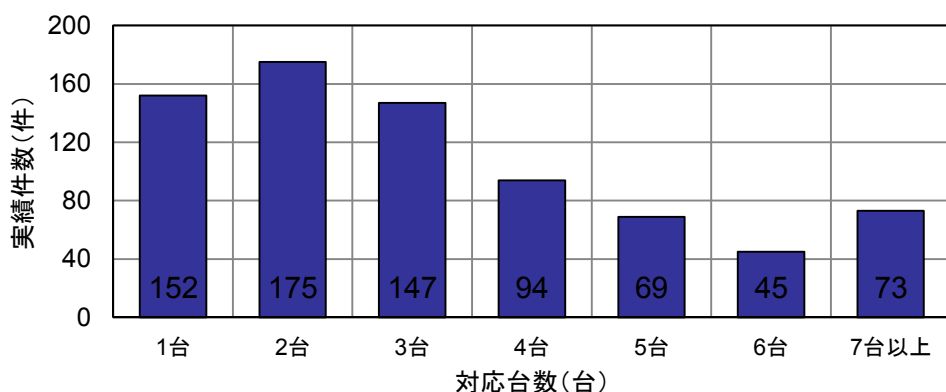
運搬除雪においては、積込機械1台に組合わされる機械の1群に対して、補助作業員として3名を計上する。なお、状況に応じて員数を適宜増減させてもよい。

運搬除雪以外の工種については、助手が兼務することとして、とくに計上しないことを原則とする。

## ■ 除雪作業世話役

- 現行基準
  - ・ 除雪機械 5 台ごとに除雪作業世話役を 1 名計上。
- 調査結果
  - ・ 除雪機械平均 3.3 台ごとに除雪作業世話役が配置。

除雪作業世話役1人当りの対応台数(全体) N=755



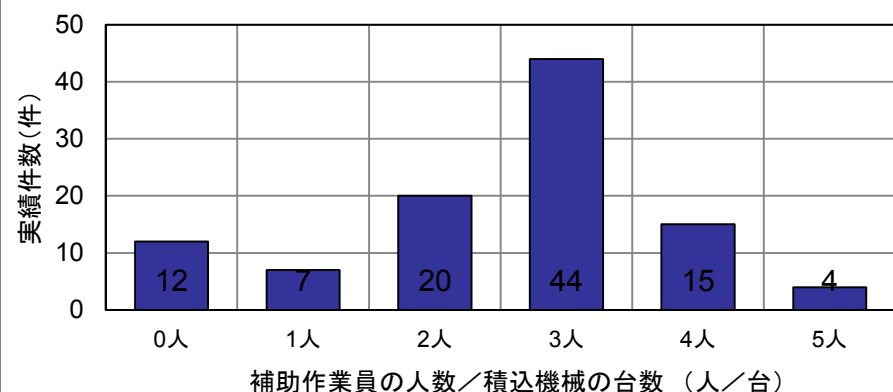
### 【除雪作業世話役の作業内容】

- ・ 運転手への作業の指示
- ・ 出動の判断
- ・ 除雪作業中及び待機中に気象や交通状況等の収集（情報連絡）を行う
- ・ 天候の変化及び道路環境等に対応した除雪機械の配置

## ■ 積込機械の補助労務

- 現行基準
  - ・ 運搬除雪において、積込機械 1 台に組合わされる機械の 1 群に対して、積込補助作業員 3 名を計上。
- 調査結果
  - ・ 積込補助作業員は、平均約 2.5 名。

積込機械1台当りの補助作業員の人数(全体) N=102



### 【積込補助作業員の作業内容】

- ・ 運搬除雪の補助として人力でなければ掻き出せない箇所の掻き出作業など

